通級による指導のガイドの作成に関する検討会議　委員名簿

石隈　利紀　　東京成徳大学心理学研究科 教授
蒲田　紀孝　　長崎県教育庁特別支援教育課 指導主事
川嶋　栄子　　世田谷区立笹原小学校 主任教諭
小貫　悟　　　明星大学心理学部心理学科 教授
酒井　康年　　うめだ･あけぼの学園 作業療法士　日本作業療法士協会 理事
宍戸　和成　　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長
長瀬　和美　　練馬区立旭丘小学校きこえの教室 主任教諭
野口　晃菜　　株式会社LITALICO　LITALICO 研究所 所長
堀子　榮　　　千葉県教育委員会教育振興部特別支援教育課 課長
本田　秀夫　　信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授
三嶋　和也　　千葉県立船橋夏見特別支援学校 主幹教諭
吉成　千夏　　豊島区立池袋本町小学校 主幹教諭
＜オブザーバー＞
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
国立障害者リハビリテーションセンター　　　　　(氏名50音順、敬称略)

20

【国立特別支援教育総合研究所】
発達障害に係る教員･支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等

2019年度予算額　　10百万円（新規）

背景

障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた連携が不可欠であり、特に教育と福祉の連携については、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」で検討し、以下の課題が挙げられた。

○国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンター双方のＨＰについて、教育分野における支援、福祉分野における支援に係る情報を保護者等が活用しやすいようにつながりをもたせるなど工夫すること

○教育や福祉の分野において発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、各自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方等、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること

概要

発達障害に係る情報提供の在り方及び教員、支援者の専門性に関する検討を行う。
○検討会議の設置
○研修の現状と課題把握のための全国調査の実施
○教員、支援者に必要な専門性に関するニーズ調査の実施

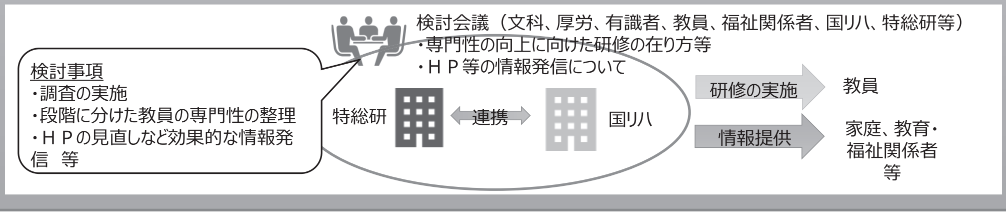

効果

広く全ての教員がおさえておくべき専門性、通級による指導の担当教員がおさえておくべきより高い専門性、というように、教員に必要な専門性を段階に分けて整理し研修の在り方を見直すことで、専門性の確保につなげる。また、効果的な情報発信により、家庭、教育･福祉関係者間で必要な情報の共有の促進につなげる。

13

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

※ 新学習指導要領より抜粋

エ　障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。**特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成**し、効果的に活用するものとする。

（ポイント）

- 今回の改訂では，特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することとした。
- 通常の学級においては障害のある児童などが在籍しているため、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、それぞれの意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などについて示した。

22

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について①（平成29年6月22日事務連絡）

1　発達障害児の早期発見の重要性について

○発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については，「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1付け17文科初第211号）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）等において周知してきたとおりであるが，今回の行政評価・監視の結果においては，一部の教育委員会において，発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例があるとの指摘があったところである。

各教育委員会においては，乳幼児健診をはじめ，保健，医療，福祉等の部局と連携を図りながら，就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し，早期支援に努めること。

なお，就学時健診における具体的な取組方法や，日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。

２　個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

○幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校（以下，「各学校」という。）における特別支援教育の対象は，特別支援学級はもとより，通常の学級を含む，全ての教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒（以下「児童等」という。）に対し，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものであり，その教育的ニーズを踏まえ，校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては，必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

-23-

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について②（平成29年6月22日事務連絡）

２ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

したがって，各学校において，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては，医師の診断がある児童等のみを対象としたり，通常の学級の児童等については対象としない等,画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく，個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ，教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。

なお，今年３月に告示した幼稚園の新教育要領，小学校，中学校の新学習指導要領においては，障害のある幼児児童生徒について，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科等の指導に当たって，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされ，特に，特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとされたところであること。

-24-

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について③（平成29年6月22日事務連絡）

３ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎについて

今回の行政評価・監視の結果においては，支援内容などの児童等の情報が進学先等に対して口頭のみで伝えられるなど，個別の教育支援計画や個別の指導計画が引継ぎに活用されていない例があり，特に，中学校から高等学校，高等学校から大学等への引継ぎについては，引き継がれている割合が低い傾向にあること，また，その保存・管理の状況について，適切に保存・管理がなされていない例があるとの指摘があったところである。

教育上特別の支援を必要とする児童等については，学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め，長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから，当該児童等の支援内容や指導内容等を，家庭や地域，医療，福祉，保健，労働等の関係機関と共有したり，進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促してきたところである。

各学校においては，これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。

その際には，本人や保護者に対し，その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得，第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。

また，中学校から高等学校，高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう，各都道府県教育委員会，各市町村教育委員会，各都道府県の私立学校所管部局,各国公私立大学など関係部局・機関における積極的な連携を図ること。

さらに，個別の教育支援計画や個別の指導計画については，記載された個人情報が漏洩したり，紛失したりすることのないよう，学校内における個人情報の管理の責任者である校長又は園長が適切に保存・管理すること。

-25-

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告
～障害のある子と家族をもっと元気に～　概要

１．教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

２．保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

１．教育と福祉との連携を推進するための方策

・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
・個別の支援計画の活用促進

２．保護者支援を推進するための方策

・保護者支援のための相談窓口の整理
・保護者支援のための情報提供の推進
・保護者同士の交流の場等の促進
・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

（厚生労働省）
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

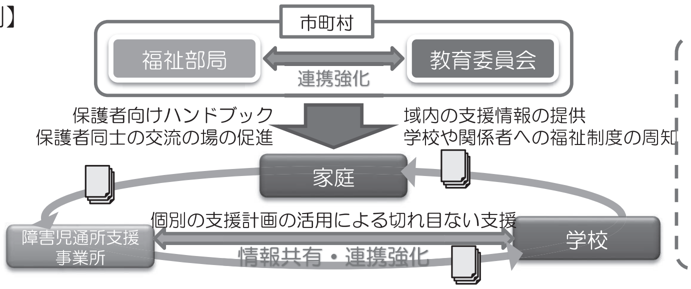

（文部科学省）
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

9

１．教育と福祉との連携を推進するための方策

○個別の教育支援計画の活用促進

学校教育法施行規則の一部改正について（Ｈ30.8）

１．趣旨

平成30年３月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。

・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

２．概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について**準用する**。

３．公布・施行

平成30年８月27日

11

特別支援教育に関わる最近の動向

「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について

（平成27年4月14日　初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課　事務連絡 ）

厚生労働省は、学校に就学する障害児を支援の対象とした放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、関係機関に周知（平成27年4月1日　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長事務連絡）。これを受けて文部科学省では、学校における放課後等デイサービスに関する理解の促進と、当該サービスを利用する障害児に係る教育と福祉の一層の連携が図られるよう、教育委員会等に対して周知。

【ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要】

1．子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること。
2．年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
3．送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乗せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
4．下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に調整すること。
5．**学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。**
6．**医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること**。

（参考）放課後等デイサービスの基本的役割

○　子供の最善の利益の保障	支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
○　共生社会の実現に向けた後方支援	放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」としての位置づけを踏まえつつ、これらの施策を利用している障害のある子供に対して、地域の障害児支援の専門機関としての事業（保育所等訪問支援等）を展開する。
○　保護者支援	保護者が障害のある子供を育てることを社会的に支援するとともに、相談対応、ペアレント・トレーニング及びケアの代行により保護者自身を支援し、保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復し、子供の発達に好ましい影響を与える。

高等学校等における障害に応じた特別の指導（通級による指導）の制度化及びそれに伴う定数改善

通級による指導の制度化【省令等の改正　公布：H28.12.9、施行：H30.4.1】

◆　障害者権利条約等の理念も踏まえ、高等学校において適切に特別支援教育を実施することが求められている 。
◆　また、中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））
◆　以上のような状況を踏まえ、省令等の改正を行い、平成３０年度から、高等学校における通級による指導が可能となった。

①省令（学校教育法施行規則）の改正
・高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※１）を教育する場合、特別の教育課程によることができる
（※１）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、ＬＤ、ＡＤＨＤ、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正
・障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる
・障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間７単位（※２）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる
・小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の趣旨を明確化（※３）
（※２）中学校の時数と同程度
（※３）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる**趣旨である
ことを明確化

●通級による指導の実施形態

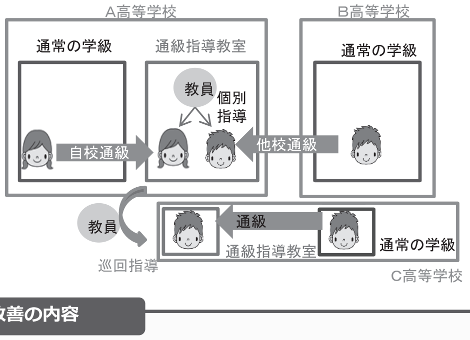

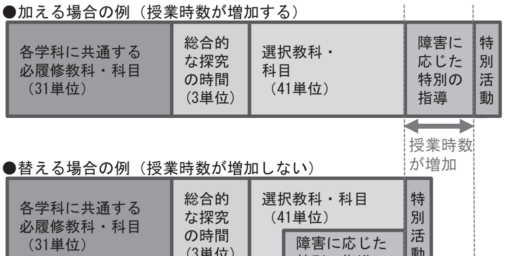

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

定数改善の内容

◆教職員定数については、**平成３０年3月に高校標準法施行令を改正し、公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした（平成30年度：１１３人分の経費を地方財政措置）。**

高等学校等における通級による指導の実施予定状況に関する調査結果(H30.3現在)

都道府県

都道府県名	30年度の実施予定※2	通級指導教室の設置予定箇所数※3
北海道	○	4
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	1
秋田県	○	1
山形県	○	1
福島県	○	1
茨城県	○	2
栃木県	(31年度実施予定)	0
群馬県	○	8
埼玉県	○	4
千葉県	○	2
東京都	○	1
神奈川県	○	3
新潟県	○	1
富山県	○	4
石川県	○	1
福井県	○	6
山梨県	○	2
長野県	○	2
岐阜県	○	2
静岡県	○	1
愛知県	○	1
三重県	(31年度実施予定)	0
滋賀県	○	1
京都府	○	1
大阪府	○	2
兵庫県	○	9

都道府県名	30年度の実施予定※2	通級指導教室の設置予定箇所数※3
奈良県	○	1
和歌山県	○	2
鳥取県	○	2
島根県	○	2
岡山県	○	4 (1)※4
広島県	○	未定
山口県	○	9
徳島県	○	1
香川県	○	2
愛媛県	○	1
高知県	○	2
福岡県	○	4
佐賀県	○	1
長崎県	○	3
熊本県	○	3
大分県	○	1
宮崎県	○	8
鹿児島県	○	1
沖縄県	○	1
合計	45	111 (1)

指定都市

指定都市名	30年度の実施予定※2	通級指導教室の設置予定箇所数※3
札幌市	○	1
仙台市	—	0
さいたま市	—	0
千葉市	○	1
川崎市	—	0
横浜市	—	0
新潟市	○	1
静岡市	—	0
浜松市	—	0
名古屋市	—	0
京都市	○	1
大阪市	—	0
堺市	—	0
神戸市	○	8
岡山市	—	0
広島市	(31年度実施予定)	0
北九州市	(31年度実施予定)	0
福岡市	(31年度実施予定)	0
熊本市	—	0
合計	5	12

(相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。)

※1 本調査は、教育委員会に対して公立高等学校等の実施予定を調査したものである。
※2 調査時点で平成31年度以降の実施予定がある場合はその旨記載している。
※3 高等学校等における通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校、特別支援学校やその他の施設(教育支援センター等)の数。(一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校等も含まれる。)
※4 ( )内の数値は、各都道府県の設置予定箇所数のうち、通級指導教室の設置予定箇所数に含まれる県内の市町村(指定都市を除く。以下同じ。)立高等学校等における設置予定箇所数である。(記載がない都道府県は、域内の市町村立高等学校等における設置予定がないところである。)

30

2019年度 高等学校等における通級による指導の実施予定状況(2019.3現在)

都道府県

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数※1	うち、他校通級受入れ学校数
北海道	○	4	0
青森県	○	1	0
岩手県	○	2	1
宮城県	○	4	0
秋田県	○	1	0
山形県	○	2	0
福島県	○	1	0
茨城県	○	2	0
栃木県	○	2	0
群馬県	○	3	0
埼玉県	○	4	0
千葉県	○	3	0
東京都	○	1	0
神奈川県	○	3	0
新潟県	○	2	0
富山県	○	4	0
石川県	○	3	0
福井県	○	11	0
山梨県	○	2	0
長野県	○	2	0
岐阜県	○	3	1
静岡県	○	16	0
愛知県	○	2	0
三重県	○	1	0
滋賀県	○	1	0
京都府	○	1	0
大阪府	○	4	0
兵庫県	○	12	0

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数※1	うち、他校通級受入れ学校数
奈良県	○	1	0
和歌山県	○	3	0
鳥取県	○	3	0
島根県	○	3	0
岡山県	○	4※2	0
広島県	○	未定※3	—
山口県	○	13	0
徳島県	○	1	0
香川県	○	2	0
愛媛県	○	2	0
高知県	○	4	0
福岡県	○	4	4
佐賀県	○	1	0
長崎県	○	5	0
熊本県	○	4	0
大分県	○	1	0
宮崎県	○	9	1
鹿児島県	○	2	0
沖縄県	○	1	0
合計	47	160	7

指定都市

指定都市名	2019年度実施予定	実施予定学校数※1	うち、他校通級受入れ学校数
札幌市	○	1	0
仙台市	—	0	0
さいたま市	—	0	0
千葉市	○	1	0
川崎市	—	0	0
横浜市	—	0	0
新潟市	○	1	0
静岡市	—	0	0
浜松市	—	0	0
名古屋市	—	0	0
京都市	○	2	0
大阪市	—	0	0
堺市	—	0	0
神戸市	○	8	0
岡山市	—	0	0
広島市	○	1	0
北九州市	—	0	0
福岡市	○	4	0
熊本市	—	0	0
合計	7	18	0

(相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。)

※1 通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校の数。(一つの学校において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校も含まれる。)
※2 うち1校は、県内の市町村(指定都市を除く。)立高等学校における実施予定箇所数である。
※3 2019年4月現在で、通級による指導を実施する高等学校はないが、県独自に示した通級実施プロセスに応じて段階的に取組を進めている。

31

高等学校学習指導要領における障害のある生徒への指導に関する記述

※「高等学校学習指導要領の一部を改正する告示」（平成30年文部科学省告示第67号）による改正後（H30.4.1施行）

第１章 総則
第５款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
５（8）障害のある生徒などへの指導については，次のとおりとする。

ア 障害のある生徒などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して，学校教育法施行規則第140条の規定に基づき，特別の教育課程を編成し，障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には，学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第６章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，通級による指導が効果的に行われるよう，各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

なお，通級による指導における単位の修得の認定については，次のとおりとする。

(ｱ) 学校においては，生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し，その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には，当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(ｲ) 学校においては，生徒が通級による指導を２以上の年次にわたって履修したときは，各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし，年度途中から通級による指導を開始するなど，特定の年度における授業時数が，１単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は，次年度以降に通級による指導の時間を設定し，**２以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる**。また，単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

ウ 障害のある生徒などについては，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科・科目等の指導に当たって，個々の生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に，通級による指導を受ける生徒については，個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。

-32-

高等学校における通級による指導実施準備に当たっての参考資料

①高等学校における通級による指導の実施準備について（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

…制度の内容、準備に当たっての留意事項、関係ＱＡ、関係通知等を掲載

②高等学校における「通級による指導」実践事例集（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

…「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 」における実践事例を「対 象生徒の決定について」「個別の指導計画の作成及び指導の評価について」「指導体制・校内研修等について」「教育委員会として」の４項目について掲載。指導に当たり使用した様式等も参考資料として掲載

③特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（文部科学省）

…平成29年度に改訂し、印刷・配布・販売・HPに掲載（個別の指導計画の作成プロセス等についての記述を充実）

④教育支援資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
（文科省ＨＰ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm）

…通級による指導の対象となる児童生徒について解説

⑤通級による指導の手引（文部科学省編著）

…制度の内容は①で網羅されているが、①にはないＱＡも掲載。
高等学校も内容に加えた形で改訂（H30年９月発刊）

⑥発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から，教育的ニーズに気付き，支え，つなぐために～ （文部科学省編著）
（文科省ＨＰ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm）

…全ての学校，全ての学級において障害のある児童等に対する特別支援教育を行うため，校内委員会の運営、特別支援コーディネーターの活用，「個別の教育支援計画」の策定・活用など，教育委員会や各学校等における教育支援体制の整備のための要点を示したもの。 33

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

（平成25年3月29日　厚生労働省職業安定局長通達　＊文部科学省において都道府県教育委員会等に周知）〔最終改正：平成30年4月2日〕

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、③ネットワークの構築・教科の取組に重点を置いて実施し、学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省より通達を発出。

第４　ネットワークの構築・強化　　※通知抜粋。赤字は平成30年4月2日改正で追加した内容。

２（６）学校等

ア　特別支援学校及び高等学校等との連携

（略）安定所においては、今後とも生徒の就労支援に関わる進路指導担当教員や就労支援コーディネーターなどとの連携を一層強化し、障害者雇用に積極的に取り組む企業に関する情報や実習の受け入れが可能な企業に関する情報の共有などを図ること。

また、障害のある者は特別支援学校のほか高等学校及び大学等にも在籍していることから、高等学校及び大学等とも連携すること。特に発達障害者については、「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する場合も少なくないことから、高等学校及び大学等と連携した就職支援に努めること。

さらに、平成30年度から、高等学校等において、いわゆる通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を受ける指導形態）を実施できることとなった。通級による指導を受ける生徒やその保護者においては、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないか不安を感じる場合があるため、採用に当たり不利益な取扱いがされないよう、教育委員会や通級による指導を行っている高等学校等と連携し、通級による指導の趣旨や内容について、障害者雇用等を進める企業等の理解を深める取組を行うこと。

イ「個別の教育支援計画」の作成等における連携

（略）特に、就職を希望する生徒の就職支援については、個別の教育支援計画の作成段階から、安定所をはじめ、地域センター、障害者就業・生活支援センター等と一緒に当該チームへの参加・協力を行うとともに、第２及び第３に掲げる取組や支援等を計画的に進めていくことが効果的であることから、安定所は、こうした具体的な連携の在り方について特別支援学校又は高等学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

ウ　広域特別支援連携協議会等への積極的な参画

エ　特別支援学校の生徒に対する効果的な支援

オ　特別支援学校中学部段階における支援に関する連携

カ　大学等との連携

34

（文部科学省調査）

平成３０年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する配慮を行っている件数※2及び学校数

支援内容／障害種	学校数	実際に行った配慮内容の件数（平成30年度）：問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	ヒアリング試験での配慮・免除	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置の配慮を除く）	文房具の配慮	補助器、拡大鏡、車いす等補助具の使用	薬服用、インシュリン注射等の配慮	介助者等の同席（口述筆記、問題文の読み上げを除く）	保護者等の別室待機	ＩＣＴ等支援機器の活用	その他	合計	＜参考＞平成29年度	平成28年度	平成27年度
PDD※3	102	8	1	4	4	9	27	18	2	3	12	16	71	2	0	4	1	1	3	1	29	216	153	99	60
LD※3	100	37	1	49	19	1	6	4	6	2	40	2	81	4	3	1	1	1	0	6	16	280	155	65	48
ADHD※3	49	9	0	12	4	3	5	4	2	0	9	4	34	2	1	0	0	2	1	0	6	98	50	21	18
視覚障害	122	62	0	0	2	1	0	0	3	3	14	43	49	5	1	42	0	2	0	1	14	242	218	232	192
聴覚障害	633	1	0	0	8	17	50	122	246	50	3	532	219	8	0	218	1	0	0	1	32	1,508	1,205	1,151	996
知的障害	26	2	7	6	6	5	4	11	0	1	2	2	19	3	1	2	0	9	4	1	5	90	59	54	59
肢体不自由	194	30	9	1	6	17	12	4	10	0	48	60	117	56	7	95	1	31	38	4	101	647	643	404	496
病弱・身体虚弱	279	1	3	0	2	24	23	3	5	0	11	100	191	19	1	39	99	6	32	0	100	659	563	366	378
言語障害	52	1	2	1	1	4	17	9	6	0	4	0	17	0	0	1	0	0	2	0	19	84	82	47	12
情緒障害	142	1	3	1	2	25	58	32	0	4	9	13	70	0	1	2	6	0	4	2	30	263	181	116	87
その他	289	13	0	5	1	14	15	7	4	2	17	39	161	9	1	11	26	3	9	3	77	417	322	357	249
障害種不明	32	0	0	6	1	2	1	3	1	0	2	5	20	0	0	0	2	0	1	0	5	49	25	40	12
合計	2,020	165	26	85	56	122	218	217	285	65	171	816	1,049	108	16	415	137	55	94	19	434	4,553	3,656	2,952	2,607
平成29年度	1,864	140	20	34	22	105	112	169	200	67	152	634	921	96	21	379	106	43	76	22	337	3,656			

※1「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認めた者を含む。
※2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。
※3 PDD（自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害）、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）については、医師等の診断の有無は問わない。

（注）平成30年度においては46都道府県からの回答結果を集計

高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について

【障害者差別解消法】

○　不当な差別的取扱いの禁止
国･地方公共団体（国公立学校を含む。）⇒ **法的義務**
事業者（学校法人など）　⇒ 法的義務
（例）入学の出願の受理、受検、入学を拒否

○　合理的配慮の提供
国･地方公共団体（国公立学校を含む。）⇒ **法的義務**
事業者（学校法人など）　⇒ 努力義務
（例）別室での受験、試験時間の延長

施行：平成２８年４月１日

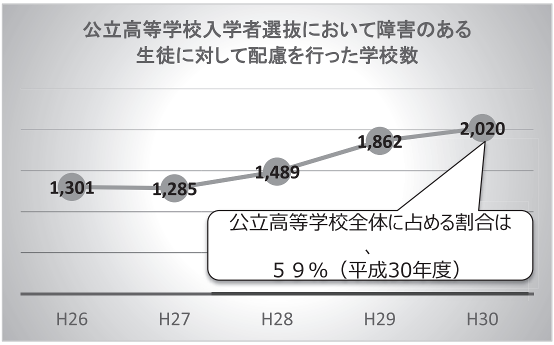

【不当な差別的取り扱い、合理的配慮等の具体例】

1　不当な差別的取扱いに当たり得る具体例
障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。
○　学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
○　試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

3　合理的配慮に当たり得る配慮の具体例
（３）ルール･慣行の柔軟な変更の具体例
○　入学試験や検定試験において、本人･保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（平成27年11月9日告示）抜粋」

入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供の課題

課題の内容（複数回答）	県数
①提供の必要性の判断が困難	２１県
②判断材料（必要書類等）にかかるルール作りが困難	４県
③提供すべき合理的配慮の内容の判断が困難	１８県
④教員の人数の不足から提供が困難	１３県
⑤教員の知識･経験の不足から提供が困難	５県
⑥施設的な面から提供が困難	１１県
⑦他の受験生との公平性の確保が困難	２２県

出典：全国都道府県教育長協議会第１部会　平成２８年度研究報告№１（平成２９年３月）
高等学校における特別支援教育の推進（障害者差別解消法を踏まえた特別支援教育の推進）

高校入試における障害のある生徒への配慮に関する取組例

【北海道】

流れや相談窓口等を記載したお知らせを作成し、道立高等学校を受検する生徒（保護者）に中学校が配布

＜内容＞
◎　出願前に行うこと（流れ）
①　生徒・保護者から中学校へ相談
②　中学校から高等学校へ相談
③　シミュレーション等の実施
④　高等学校と道教委（高校教育課）との協議
⑤　高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答

◎　学力検査等においてこれまで実施した特別の配慮の例

◎　特別の配慮に関するＱ＆Ａ

◎　相談窓口

【鳥取県】

突発的事故等により、配慮を希望する志願者も申請ができる体制を整備

＜内容＞
ア　出願前申請
中学校において、個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われている場合

イ　出願時申請
突発的事故等により配慮が必要となった場合

【群馬県】

県のウェブサイトで「入学者選抜に係る配慮の具体例」と「入学後における配慮の具体例」を公表

＜内容＞
１．入学者選抜に係る配慮の具体例
- 問題用紙・解答用紙の拡大
- 集団面接に代えて個人面接を実施
- 検査時間の延長
- 会場や座席の位置の変更
- 補聴器、拡大鏡、車椅子等、補助具の使用
- ＩＣＴ等支援機器の活用 など

２．入学後における配慮の具体例
- 移動や日常生活を介助する人員の配置
- 階段や段差の昇降を補助する手すりの増設
- 障害に対応するトイレの設置
- エレベーターの設置及び階段昇降車の整備 など

高校入試時における合理的配慮の提供も視野に入れた、中学校の定期試験におけるICT支援機器活用の例

※発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業（文部科学省委託事業）

（生徒の状況）
通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある（読み書きに顕著な困難がみられる）生徒Ａ（中学1年生）は、通級による指導を受けている。授業中、時間内に板書を写すことが難しく、また、テストでは時間が足りずに力を発揮できていない様子がみられた。
授業の内容が理解できていないわけではないが、テストによる評価が正当に表れていないと考えられたため、本人の学習意欲の維持が心配されることが懸念された。

合理的配慮内容の決定・提供について、通級指導教室を利用しながら、全教員でプロセスを検討

（テストにおける配慮の内容）
① 教科によっては、ルビ付きの問題用紙を使用。
② 国語等のテストにおいては、事前に教師が問題文を録音し、タブレット端末（ビデオ機能）を使って読み上げ。
⇒ 別室において一人でテストを受け、タブレット端末は本人が操作。

本取組の詳細は、追って「インクルＤＢ（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」にアップ予定です。

（高校入試を実施側に求められる対応）
○ 医師の診断書の発行に時間を要する場合等もあることから、**申請方法等の明確化**を図ること。
⇒ **申請方法**（申請時期、申請先、必要な書類など）、**決定時期**、**再申請の方法**など
○ 合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであることから、**申請を不許可とする場合は、その理由を具体的に説明**する必要があること。
○ 受験上の配慮事項を決定するにあたっては、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になることから、中学校と高等学校が連携を図るなどして、**積極的に情報共有**を行うこと。